

栃木県で野鳥糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました！

11月25日に栃木県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N3亜型）が検出されました。

気温が下がり、今季も多数の渡り鳥が飛来しています。鶏舎内へのウイルス侵入を防ぐため、予防対策の徹底をお願いします。

○今シーズンの鳥インフルエンザウイルス検出状況

11月19日 愛媛県（野鳥糞便：低病原性(H7N7亜型)）

11月25日 栃木県（野鳥糞便：低病原性(H5N3亜型)） **New!**

予防対策3原則

①野生動物対策

野鳥やネズミなどが鶏舎内に侵入しないよう、防鳥ネットや鶏舎入口、壁などに破損や隙間がないかを点検してください。

②飲水対策

水道水を給与してください。（井戸水等を給与する場合は塩素等で消毒してください。）

③消毒の徹底

鶏舎内へ入る時は必ず消毒し、鶏舎周囲には消石灰を散布してください。



消石灰散布をお願いします！

○急に死亡羽数が増えるなどの異状が見られたら、
すぐに下記まで連絡して下さい。

京都府中丹家畜保健衛生所

TEL 0773-25-1860

福知山市字半田371-2

FAX 0773-25-1861

（休日・夜間は転送されます）